

《労働者派遣法に基づく開示情報》

① マージン率に関して

事業所名称	マージン率	派遣労働者の数 (2023年6月1日現在)	派遣先事業所数 (2023年6月1日現在)	労働者派遣料金 1日(8時間あたり)の 額の平均額(円)	派遣労働者の賃金 1日(8時間あたり)の 額の平均額(円)
本社支店	28.6%	466	112	13,730	9,799
関東支店	28.3%	333	113	13,770	9,874
東海支店	26.1%	255	108	13,401	9,901
関西支店	28.8%	403	112	14,649	10,437
広島営業所	27.5%	73	32	13,171	9,551

※マージンに含まれるもの

- ・雇用主負担の健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等の社会保険料
- ・労働者が取得する有給休暇等の費用
- ・営業、管理、採用広告活動等にかかる費用
- ・会社運営にかかる諸経費

② 教育訓練に関する事項

訓練種別	対象者となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
	雇入時・派遣中・待機中など	OJT・OFF-JT	無償・有償	有給・無給
入職時基礎研修(マナー・安全)	雇入時	OFF-JT	無償	有給
職能別訓練(業務に応じて)	派遣中	OJT	無償	有給

キャリアコンサルティング相談窓口

- ・本社営業企画部(代表窓口) 電話 0584-81-8848
- ・本社支店 電話 0584-81-8848
- ・関東支店 電話 03-3667-1088
- ・東海支店 電話 052-332-8885
- ・関西支店 電話 06-6533-3060
- ・広島営業所 電話 082-541-7780

③ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

- ・社会保険料(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)
- ・有給休暇
- ・通勤手当
- ・一部フォークリフト技能講習(安衛法)の取得サポートあり

④ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している(協定書の有効期間の終了日:2024年3月31日)

- ・協定対象派遣労働者の範囲(労使協定 すべての派遣労働者)

株式会社セイノースタッフサービス
許可番号 派21-020010